

声明文（ハヤト裁判・名古屋高裁での和解成立について）

2019年8月19日

ハヤト裁判弁護団

本日、名古屋高等裁判所民事第3部において、鶴田早亨さん（当時28歳）が障害者支援施設の外に出てしまいドーナツ店でドーナツを喉に詰まらせ死亡した事故による社会福祉法人聖清会（以下「被控訴人」といいます）に対する損害賠償請求訴訟について、和解が成立しました。

本和解では、本件事故についての謝罪、被控訴人による再発防止策の実施、被控訴人による遺族への解決金の支払が合意されました。

遺族及び弁護団は、これまで一審の段階から一貫して、和解協議を行う前提として、被控訴人による謝罪と再発防止策の実施を要求してきました。

これに対し、控訴審において、被控訴人から謝罪の意向が示されたことと再発防止策に真摯に取り組む姿勢が認められたことから、遺族及び弁護団としても和解協議に応じることとしました。

また、本訴訟で遺族及び弁護団は、死亡事故の損害賠償額の算定において稼働能力のない障害者と健常者との間に差をもうけない「命の平等」の実現を求めてきました。

この点、本和解による解決金に既払い金を加えた支払総額は、慰謝料だけでなく実質的には一定程度の逸失利益も認められた金額であると弁護団は認識しています。よって、本訴訟の目的である「命の平等」の実現に一步近づいたものと考え、最終的な和解成立に応じることとしました。

ただし、本和解の成立が終着点ではありません。被控訴人においては、本和解の意義を重く受け止め、本件のような不幸な事故が二度と起こることのないよう和解内容に従い再発防止策に真摯に取り組むことを求めます。

以上